

各務原市私有道路の市道編入審査及び取扱要綱

(昭和50年3月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、私有道路の市道編入についての必要な道路の構造及び基準、手続きを定め、適正な市道路線網の整備充実を図ることを目的とする。

(道路の位置)

第2条 市道に編入する私道の位置は、一般交通の用に供する道路で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 路線の起点及び終点がそれぞれ国道、県道、市道のいずれかに接続されている道路であること。
- (2) 一端を国道、県道、市道に接している袋路状道路で、奥行き35m以上の道路、又は道路に面して出入口のある建物が五戸以上建築されている道路であること。ただし、道路の終端、若しくは途中で学校、公園等の公共施設が接続している場合は、この限りではない。

(構造基準)

第3条 私有道路を市道に編入する場合における、道路の形状及び構造の基準は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 道路の幅員は、4m以上のものであること。(法敷は含まない。)
- (2) 路面排水が整備され、道路機能が果しうると認められるものであること。
- (3) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道路に含む隅切りを設けたものであること。
- (4) 道路の縦断勾配は6%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
- (5) 道路幅員6m未満の袋路状道路にあつては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第1項第1号のロ又はハの施設を有するものであること。

2 前項の基準にかかわらず、同委員会規程施行前に設置された私有道路について、市長が諸般の交通事情等及び公益的見地から編入することが適当と認めることのできる構造基準を次のとおり定める。

- (1) 道路幅員は、2.0m以上のものであること。

- (2) 路面排水路は、必ずしも必要とはしない。
- (3) イ 道路幅員が、2.4 m以上の場合には、道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所に1 m以上の二等辺三角形の隅切りを少なくとも1箇所以上設けたもの、又は設けることができるものであること。
- ロ 道路幅員が、2.4 m未満の場合には、隅切りを必ずしも必要とはしない。
- (4) 道路幅員が2.4 m未満で、地形等によりやむを得ない場合にあっては、階段状の道路でもよいこと。この場合において、次号本文の規定は、適用しない。
- (5) 道路の縦断勾配は、12%以下であること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、同条第1項の道路とみなされた道路にあっては、この限りでない。
- (6) 道路の縦断勾配が9%以上の場合にあっては、滑り止め工法によるコンクリート舗装が行われていること、又は速やかに滑り止め工法によるコンクリート舗装を行うこと。
- (7) 回転広場は、道路幅員6 m未満の袋路状道路にあっては、施設を有する余地がないと認めた場合、又は施設を有する可能性がないと判断した場合には、必ずしも必要とはしない。
- (8) 傾斜地に接する区間については、ガードレールを市の指示する箇所に設置すること。
- (9) 急勾配等の警戒標識等を市の指示する箇所に設置すること。
- (10) その他市道として必要とする安全策を施すこと。

(編入条件)

第4条 私有道路は全ての私権の行使が行われなものであるとともに、無償で市へ寄付する旨の所有者からの申し出のあるものでなければならない。

(編入申請)

第5条 私有道路を市道に編入の申請をしようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市道編入申請書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 地積測量図
- (4) 公図写（字絵図）
- (5) 登記簿の写し

- (6) 縦断図、横断図
- (7) その他必要と認めるもの
(編入決定等)

第6条 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、編入の適否を決定し、別紙（様式第2号、第3号、第4号）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。

附 則（昭和63年10月28日決裁）

この要綱は、昭和63年10月28日から施行する。

附 則（平成8年1月30日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に審査を行う市道の編入の申請について適用する。

年 月 日

各務原市長 様

申請者 住所

氏名 印

連絡先

市道編入申請書

下記道路を市道敷地として寄付いたしますので、採納のうえ市道に編入して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 所在

各務原市 地内

2. 道路の概要

(1) 道路延長 約 m

(2) 道路復員 約 m ~ m

(3) 側溝 有 (内側 cm) ・ 無

(4) 占用物件

(5) その他

3. 土地の明細

土地の所在	地番	地目	面積	所有者
各務原市				
各務原市				
各務原市				
各務原市				
各務原市				

4. 添付書類及び図面

(1) 位置図 (2) 地積測量図 (3) 公図写し (字絵図)

(4) 登記簿の写し (5) 縦断図 (6) 横断図

*注意事項 土地所有者が二人以上になるときは、連名で申請すること。

各務原市長

市道編入内定通知書

年 月 日付けで編入申請がありました私有道路については、下記の条件により市道に編入することに内定しましたので通知します。

なお、市道に編入するには、議会の市道認定の議決が必要ですので申し添えます。

記

1. 申請物件

2. 条 件

各務原市長

市道編入決定通知書

年 月 日付けで編入申請がありました私有道路については、市道に編入することに決定しましたので通知します。

なお、申請の道路は、議会の決定によって市道となります。このため所有権移転登記手続きに必要な下記の書類を提出して下さい。

記

1. 登記承諾書
2. 印鑑証明
3. その他の必要な書類

各務原市長

市道編入不決定通知書

年 月 日付けで編入申請がありました私有道路については、下記の理由により、市道に編入できませんでしたので通知します。

記

1. 申請場所

2. 理由